



## 知的財産法体制の概要

### オマーン

#### 1 国家構成

1650年にポルトガルから独立し建国したオマーン・スルタン国（“オマーン”）は、湾岸諸国で最も古い独立国家である。オマーンの司法は民法により、法案は、まず国王省が“勅令”の形で発布し、官報により告示される。次に、省庁および行政機関が、省令により法を制定し、法規を実施する。商工業省が、オマーンにおける知的所有権に関する事柄を管轄する。

#### 2 協定

オマーンは、下記の世界知的所有権機関（WIPO）条約に加盟している：

- 工業所有権の保護に関するパリ条約（1999年7月14日加盟）
- 文学的および美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（1999年7月14日加盟）
- 特許協力条約（PCT）（2001年10月26日加盟）
- 標章の国際登録に関するマドリッド協定（2007年10月16日加盟）
- 意匠の国際寄託に関するハーグ条約（2009年3月4日加盟）
- 外国公文書の認証を不要とするハーグ条約（2012年1月30日加盟）
- 衛生により送信される番組伝送信号の伝達に関するブリュッセル条約（2008年3月18日加盟）
- 特許手続き上の微生物寄託の国際承認に関するブダペスト条約（2007年10月16日加盟）
- 特許法条約（2007年10月16日加盟）

またオマーンは以下の機関・協定にも加盟している：

- WTO
- 知的所有権の貿易に関連する側面に関する協定（TRIPS）（2009年11月9日加盟）
- 湾岸協力会議の特許局（1992年12月加盟）

### 3 知的所有権に関する法律

下記の知的所有権を取り扱う特定の法律が制定されている：

- 新品種植物の育成者権に関する法律を公布する勅令 2009 年第 49 号 (2010 年)
- 工業所有権およびオマーンでの実施 (勅令 2008 年第 7 号)
- 著作権および著作隣接権に関する法律を公布する勅令 2008 年第 65 号
- 消費者保護法を公布する勅令 2002 年第 81 号
- 民事訴訟および商事訴訟に関する法律を公布する勅令 2002 年第 29 号
- 特許法 (勅令 2000 年第 82 号)
- 工業所有権およびオマーンでの実施に関する法律に基づく規定 2008 年第 105 号
- 工業デザインに関する法律 (勅令 2000 年第 39 号)
- 集積回路設計の保護に関する法律 (勅令 2000 年第 41 号)
- 新品種植物の保護に関する法律 (勅令 2000 年第 92 号)
- 商標法 (勅令 2000 年第 38 号)
- 地理的表示保護に関する法律 (勅令 2000 年第 40 号)
- 著作権および関連権利の保護に関する法律 (勅令 2000 年第 37 号)

### 4 商標

- (a) **定義：** 商標とは、製造、選定、取引、販売を目的とした表示から商品、製品、サービスが商標の所有者に属するものであることを区別するために用いられる特定の標識を言う。
- (b) **保護および権利：** 勅令 2000 年第 38 号により、オマーンでの商標の使用には、商標登録が必要とされている。オマーンは、商標登録のための商品およびサービスの国際分類に関する二一ス協定を採用している。オマーンは、パリ条約に加盟しているため、登録申請者は、6 ヶ月間の優先期間が与えられる。また、オマーンはマドリッド協定にも加盟しているため、申請者は、オマーンで申請中の商標に基づき、国際登録を得ることが可能である。その上で申請者は、国際登録に対する保護を他の加盟国へ拡大適用することができる。つまり、他の加盟国への窓口としてオマーンを国際登録地に指定することが可能である。マドリッド協定の利点は、同協定の利用による費用削減に加え、委任状、法人設立認可証が必要とされず、それらにかかる費用が削減できる点にある。(ただし、異議の申し立てがある場合、現地代理人の任命がある場合には、これら書類が必要となる。)
- (c) **登録：** 登録に関する主な問題
- オマーン国民および外国人は、商工業省に商標登録を申請するこ

とができる。しかし、現在、個人による申請は、追加必要条件が満たされない限り、受領されない。

- 一度に複数の種目に申請することはできない。個々の商品あるいはサービスの種目に対し個別に申請が必要とされる。
  - 商標登録の申請が受領されると、その旨官報で告示され、関係者は異議を申し立てることができる。
  - 告示から 2 ヶ月間以内に異議の申し立てが無いことを踏まえ、申請者は申請日から 10 年間、商標の所有権および使用権が認められる。
  - 商標登録は、継続してさらに 10 年間更新することができる。
  - 商標登録手続きには平均 6 ヶ月から 8 ヶ月の期間を要する。
- (d) **無登録商標**： 無登録商標の所有者は、商法 ( 勅令 55/90 ) 第 47 条および第 48 条により、欺瞞、詐欺あるいは他者による商標の使用から保護されている。所有者は、商標の使用禁止を申請することができ、明確な理由がある場合、損害賠償を請求することができる。
- (e) **著名な商標**： 国際的に良く知られる商標と同一の商標、あるいは類似する商標の使用は、法律により固く禁じられている。しかし、世界的に有名な商標であっても、( 文化の違い、あるいは言語の違いのため ) 地方当局が認識しないものもあるため、商標の名誉そのものは必ずしも保護されるわけではない。
- (f) **不使用**： 商標登録あるいは登録更新に際し、商標の使用は必要条件ではない。しかし、商標登録の認定日から継続して 5 年間商標が使用されない場合、第三者は登録解除の手続きを行なうことができるため、注意が必要である。
- (g) **譲渡およびライセンス**： 商標の使用許諾および譲渡は、文書にて商工業省に届け出ない限り、第三者に効力を持たない。登録済みの商標に限り譲渡あるいは使用許可を与えることができる。
- (h) **侵害と罰則**： 商標の侵害は、第一審刑事裁判所に起訴することができる。登録商標の侵害は、最長 2 年間の禁固刑あるいは最大 OMR 2,000 ( USD 5,200 ) の罰金のいずれか、またはその両方の罰則の対象となる。また裁判所は、商標の所有者への賠償金、模倣品の押収および破棄を命じることができる。

## 5 著作権

- (a) **保護**： 勅令 2000 年第 37 号 ( 著作権および隣接権に関する法律を制定する勅令 2008 年第 65 号による改定 ) に基づき、文書、音源、絵画、画像、映像、コンピューターソフトウェアなどあらゆる形式による著作物に対し著作権の保護が適用される。オマーン国外で作成された著作物も、オマーンが加盟する国際条約に従い、

保護の対象となる。著作権は、著作者の死後 50 年間保護される。著作物の所有者が法人の場合、最初の出版・公表日から 50 年間、著作権保護の対象となる。

- (b) **著作物の種類**： 著作権の保護は、文学作品、学術上著作物、芸術作品など知的活動による成果、音楽的表現、動作による演技などあらゆる種類の著作物に適用される。
- (c) **必要条件**： オマーンで著作権の保護を受けるために登録は必要条件ではない。しかし、商工業省に著作物の登録を申請した場合、その申請者が同著作物の所有者とみなされる。
- (d) **侵害および罰則**： 著作権の侵害は、第一審刑事裁判所で審議される。著作権の侵害は、最長 2 年の禁固刑、あるいは最大 OMR2,000 ( US\$5,200 ) の罰金のいずれか、またはその両方の罰則などの対象となる。他の法律が定めるより厳しい罰則がない限り、3 ヶ月以上 3 年未満の禁固刑および OMR2,000 ( US\$5,200 ) 以上 OMR10,000 ( US\$26,000 ) 未満の罰金、または、これら罰則のいずれかが課される。民事訴訟手続きおよび救済手段に関する条項 43 から 48 は、権利を侵害する者は、権利所有者に対し賠償金を支払わなければならないと定めている。

## 6 特許

- (a) **保護および登録**： 特許は、商工業省に登録することにより保護の対象となる。登録手続きは以下のとおり：
  - オマーン国民および外国人は、商工業省に特許の登録を申請することができる。
  - 特許の登録申請が受理されると、特許は保護の対象となり、官報で告示される。
  - 特許の登録に反対する者は、告示後 60 日以内に異議を申し立てることができる。
  - 特許登録は 20 年間有効とされる。
- (b) **所有権**： 発明の所有権は発明者が有する。発明者が被雇用者の場合、契約上特別な取り決めがない限り、雇用者が発明の所有権を有する。
- (c) **不使用**： 登録特許は、登録日から 3 年以内に商業目的の利用がない場合、強制実施権の対象となる。
- (d) **譲渡**： オマーンで登録特許に限り譲渡することができる。
- (e) **侵害および罰則**： 特許の侵害は、第一審刑事裁判所で審議される。特許の侵害は、最長 2 年の禁固刑あるいは最大 OMR2,000 ( US\$5,200 ) \* の罰金、またはその両方などの罰則の対象となる。また裁判所は、特許所有者への賠償金、模倣品の押収および破棄を命じることができる。

## 7 意匠

- (a) 保護および権利： 意匠（デザイン）は、商工業省に産業図面および図案登録を行う必要がある。登録デザインは、登録日から10年間保護される。登録は、保護期間の期限前6ヶ月以内に更新申請を行うことにより、さらに10年間更新することができる。
- (b) 譲渡およびライセンス： オマーンで登録されたデザインに限り譲渡することができる。使用許諾および譲渡契約は、商工業省に届け出ない限り、第三者に効力を持たない。
- (c) 侵害および罰則： 登録デザインの複製は、禁固刑あるいは罰金の対象となる。また、デザインの所有者は、保護の対象となる図面の第三者による商業目的の使用を防止する強制命令を要請することができる。

\* 通貨換算は、下記日付の為替レートに基づく概算。

### Key contacts

**Rob Deans, Partner**  
Dubai, UAE  
rob.deans@clydeco.com

**Takamasa Makita, Legal Director**  
Dubai, UAE  
takamasa.makita@clydeco.com

**Jon Parker, Head of Trade Marks**  
Dubai, UAE  
jon.parker@clydeco.com

Clyde & Co accepts no responsibility for loss occasioned to any person acting or refraining from acting as a result of material contained in this summary. No part of this summary may be reproduced in any form or by any means, electronic, mechanical, photocopying, reading or otherwise without the prior permission of Clyde & Co.

Clyde & Co LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales. Regulated by the Solicitors Regulation Authority. Qatar Financial Centre Branch licensed by the QFCA. DIFC office registered with the DFSA. Abdulaziz A. Al-Bosaily Law Office in association with Clyde & Co LLP is licensed in Riyadh - see [www.albosailylawoffice.com](http://www.albosailylawoffice.com) for licence detail.

### Contact Offices



**Dubai**  
Tel: +971 4 384 4000  
Fax: +971 4 384 4004

**Doha**  
Tel: +974 4496 7434  
Fax: +974 4496 7412

**Tripoli**  
Tel: +218 21 335 1433

**Abu Dhabi**  
Tel: +971 2 644 6633  
Fax: +971 2 644 2422

**Riyadh\***  
Tel: +966 1 200 8817  
Fax: +966 1 200 8558

LLP offices and associated\* offices:  
Abu Dhabi Belgrade\* Caracas Dar es Salaam\* Doha Dubai Guildford Hong Kong London Montréal Moscow Mumbai\*  
New Delhi\* New Jersey New York Paris Piraeus Rio de Janeiro Riyadh\* San Francisco Shanghai Singapore  
St Petersburg\* Toronto